

岩手県告示第 530 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市盛岡駅西通一丁目の一部、盛岡駅西通二丁目の一部及び城西町の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 3 月 17 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（土地区画整理事業に伴う基準点測量）